

宮警協発第3号
平成29年1月6日

(一社)宮城県警備業協会
会員各位

(一社)宮城県警備業協会
会長 千葉 英明



当協会で開催する講習を警備員教育時間数に算入する場合の取り扱いについて

謹啓

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、部外実施教育については『警備業法等の解釈運用基準について (通達)』
(警察庁丙生企発第132号平成27年12月21日付)の中でも示されておりますが、
当協会主催で開催する各種別検定の事前講習についても警備員教育時間数に算入
することが可能であるとの回答を宮城県警察本部より得られました。

これに伴い、当協会では本年4月1日以降に実施する当該講習を警備員教育に算
入するにあたってあらかじめ教育計画がなされ、事前の申請があった警備業者に対
し警備員教育実施簿を発行いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではありますが、別紙1の内容について十分
にご理解いただき、警備員指導教育責任者に周知徹底を図られますようお願い申し
上げます。

謹白

(一社)宮城県警備業協会が実施する事前講習を警備員教育へ算入する場合の取り扱いについて

1・算入するための条件

当該警備員の属する営業所の警備員指導教育責任者により、当該警備員が事前講習を受講し、これを警備員教育時間数に算入することをあらかじめ作成した教育計画に組み込んでいる必要があります。

※ なお、教育計画書は当該教育期開始の日の30日前までに備えることとされていますので、講習の直前に書き加えるなどした教育計画書は認められませんのでご注意ください。

2・事前講習から算入が可能な警備員教育事項及び教育時間数

「別紙：施設警備業務」「別紙：交通誘導警備業務」「別紙：雑踏警備業務」
「別紙：貴重品運搬警備業務」参照

※ 種別により算入される教育事項及び教育時間数は異なります。

3・警備員教育実施簿の発行について

警備業者より当該講習を警備員教育に算入することについて、あらかじめ申込みがあった場合に限り有料（1名分300円税・送料込）で発行いたします。

※ 事前講習受講申込書に教育時間算入の有無について回答欄を設けます。

4・教育事項及び時間数の補足

当該事前講習では実施していない教育事項および不足している教育時間については各社にて警備員教育を実施して下さい。

5・その他

上記については宮城県警察本部と協議した上で内容を示しています。また、事前講習を必ず警備員教育に算入しなければならないという主旨のものではありません。

以上

一般社団法人宮城県警備業協会で開催する事前講習を警備員教育に算入する場合の教育事項並びに教育方法及び時間数

基本教育

教育事項	教育方法	時間数
イ 警備業務実施の基本原則に関する事	講義	0:50
ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関する事	講義	0:50
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関する事 (実技:警察機関への連絡要領・負傷者の搬送要領)	講義 及び 実技	0:30 1:20

業務別教育 (1号)

教育事項	教育方法	時間数
イ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関する事 (実技:出入管理要領)	講義 及び 実技	0:30 0:50
ロ 巡回の方法に関する事 (実技:巡回実施要領)	講義 及び 実技	0:30 0:40
ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関する事 (実技:非常放送及び自動火災報知設備操作要領)	講義 及び 実技	0:20 0:50
ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する事		
ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事		

※ 警備員教育に算入できるのは、その警備員に対して、当該警備員が所属する営業所の警備員指導教育責任者があらかじめ作成する教育計画に基づき算入しているかどうか基準になります。

したがって、教育期の30日前までに作成する教育計画書に、当該警備員が事前講習を受講し、警備員教育に算入する旨の記載がない場合は、警備員教育に算入することはできません。

※ 講習時間数は多少増減することがあります

※ 算入されていない教育事項については、必ず各社で教育を実施して下さい。

※ 対象は事前講習を2日間受講する警備員に限ります。

一般社団法人宮城県警備業協会で実施する事前講習を警備員教育に算入する場合の教育事項並びに教育方法及び時間数

基本教育

教育事項	教育方法	時間数
イ 警備業務実施の基本原則に関すること	講義	0:50
ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること	講義	0:50
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること (実技：警察機関への連絡要領・負傷者の搬送要領)	講義 及び 実技	0:30 1:20

業務別教育（2号）

教育事項	教育方法	時間数
イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関すること	講義 及び 実技	0:20
ロ 車両及び歩行者の誘導の方法に関すること (実技：大旗による車両誘導・後進誘導要領)	講義 及び 実技	0:50 2:00
ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること		
ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること	講義 及び 実技	0:20
ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷者等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること (実技：二次災害防止要領)	講義 及び 実技	0:30 0:50
ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること		

※ 警備員教育に算入できるのは、その警備員に対して、当該警備員が所属する営業所の警備員指導教育責任者があらかじめ作成する教育計画に基づき算入しているかどうかが基準になります。

したがって、教育期の30日前までに作成する教育計画書に、当該警備員が事前講習を受講し、警備員教育に算入する旨の記載がない場合は、警備員教育に算入することはできません。

※ 講習時間数は多少増減することがあります。

※ 算入されていない教育事項については、必ず各社で教育を実施して下さい。

※ 対象は事前講習を2日間受講する警備員に限ります。

一般社団法人宮城県警備業協会が実施する事前講習を警備員教育に算入する場合の
教育事項並びに教育方法及び時間数

基本教育

教育事項	教育方法	時間数
イ 警備業務実施の基本原則に関する事	講義	0:50
ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関する事	講義	0:50
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関する事 (実技：負傷者の搬送要領)	講義 及び 実技	0:30 0:50

業務別教育（2号）

教育事項	教育方法	時間数
イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関する事	講義 及び 実技	0:20
ロ 車両及び歩行者の誘導の方法に関する事		
ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関する事 (実技：整列規制要領・警備員による群集規制)	講義 及び 実技	0:50 1:30
ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関する事	講義 及び 実技	0:20
ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における 負傷者等の事故の発生に際してとるべき措置に関する事 (実技：緊急車両の誘導路確保のための広報要領)	講義 及び 実技	0:30 0:40
ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事		

※ 警備員教育に算入できるのは、その警備員に対して、当該警備員が所属する営業所の警備員指導教育責任者があらかじめ作成する教育計画に基づき算入しているかどうか基準になります。

したがって、教育期の30日前までに作成する教育計画書に、当該警備員が事前講習を受講し、警備員教育に算入する旨の記載がない場合は、警備員教育に算入することはできません。

※ 講習時間数は多少増減することがあります。

※ 算入されていない教育事項については、必ず各社で教育を実施して下さい。

※ 対象は事前講習を2日間受講する警備員に限ります。

一般社団法人宮城県警備業協会で実施する事前講習を警備員教育に算入する場合の
教育事項並びに教育方法及び時間数

基本教育

教育事項	教育方法	時間数
イ 警備業務実施の基本原則に関すること	講義	0:50
ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること	講義	0:50
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること (実技: 警察機関等への連絡要領・負傷者の搬送要領)	講義 及び 実技	0:30 1:20

業務別教育 (3号)

教育事項	教育方法	時間数
イ 運搬に使用する車両等の構造及び設備に関すること		
ロ 車両等による伴走及び運搬中における周囲の見張りの方法に関すること (実技: 周囲の警戒要領)	講義 及び 実技	0:30 0:40
ハ 運搬に係る現金、貴金属、美術品等の積卸しに際しての警戒の方法に関する こと (実技: 積卸し時の警戒要領)	講義 及び 実技	0:30 1:30
ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること (実技: 車載用無線機の操作要領)	講義 及び 実技	0:20 1:00
ホ 運搬中における盗難等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること	講義 及び 実技	0:20
ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること		

※ 警備員教育に算入できるのは、その警備員に対して、当該警備員が所属する営業所の警備員指導教育責任者があらかじめ作成する教育計画に基づき算入しているかどうかを基準になります。

したがって、教育期の30日前までに作成する教育計画書に、当該警備員が事前講習を受講し、警備員教育に算入する旨の記載がない場合は、警備員教育に算入することはできません。

※ 講習時間数は多少増減することがあります。

※ 算入されていない教育事項については、必ず各社で教育を実施して下さい。

※ 対象は事前講習を2日間受講する警備員に限ります。